

# ドイツの銀行構造について

## Banking Structure in Germany

羽森 直子\*

Naoko Hamori

ドイツの金融部門において、リテール業務および中小企業金融を中心とする貯蓄銀行グループと信用協同組合グループなどの非民間金融機関が大きな役割を担っているという観点から、同国の銀行構造の特徴について分析を行う。ドイツでは主要国に共通していると言われる商業銀行業務から投資銀行業務へのシフトがそれほど明確ではないが、今後ドイツの銀行構造に大きな変化を生じさせる潜在的要因がいくつか存在する。

キーワード：ドイツ、銀行構造、貯蓄銀行、金融システム

### I. はじめに

主要先進国では、伝統的商業銀行業務から投資銀行業務へのシフト、つまり間接金融から直接金融中心へのシフトという金融システムの構造変化が生じていると言われる。その要因として指摘されるのが、①情報技術革新、②グローバリゼーション、③規制撤廃などの制度改革である。

ドイツでも1980年代後半以降、非居住者のマルク建て金融資産保有、外資流入や外銀の進出を促進するための自由化措置がとられたのをはじめ、1990年代には第1次から第3次にわたる金融市場振興法の制定によって資本市場の改革が進展した。まず、1990年1月に成立した第1次金融市場振興法によって規制緩和が実施され、有価証券取引税等が廃止された。次に、1994年7月成立の第2次金融市場振興法では株式市場のインフラ整備が進められ、インサイダー取引規制などが定められた。そして、1998年3月に成立した第3次金融市場振興法による規制緩和によって、新しいタイプの投資信託を導入できるような枠組みなどが作られた。

その結果、株式市場や投資信託などが成長を遂げ、家計や企業の金融行動が大きく変化した。まず、家計の資産残高に占める預金・現金の割合が1991年の45.8%から2005年には35.0%へと低下したのに対し、株式や投資信託などの証券の割合は上昇し、91年の28.3%から2001年には36.5%に増加した<sup>1</sup>。また、大企業中心に1990年代後半の景気回復局面において「株式」など直接金融へのシフトが見られた。

---

\*流通科学大学総合政策学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

しかし、2000年以降は景気後退による設備投資等の冷え込みなどの影響で株式市場が低迷し、外部資金調達全体の規模が減少する中で、相対的に間接金融への回帰が見られる。中でも、ドイツ経済の基礎を形成する中小企業の間接金融への依存度は依然として高い。このように、ドイツでは企業の資金調達や家計の資産運用において金融機関の果たす役割は大きいと考えられる。

ドイツの金融機関の中心は銀行であり、その大部分がユニバーサルバンク（Universalbanken）である。ユニバーサルバンクとは、銀行本体で預金業務や貸付業務などの銀行業務だけでなく、証券業務、信託業務、投資業務などほとんどすべての金融業務を展開する銀行のことである。そのため、ドイツでは非銀行金融機関の役割は小さく、株式市場も企業の資金調達源として幅広く活用されているとは言えない。

また、貯蓄銀行など公的金融機関およびその経営母体である地方自治体など公的部門の存在感が大きい。公的金融機関の大部分は、ユニバーサルバンクといってもリテールの預金・貸出業務を中心に行っており、一般に民間銀行に比べて商業意識は薄く、経営の効率性や金融の技術革新をそれほど重視せず、純然たる利益追求のみを目的とはしていない。

そこで、本稿ではドイツにおいて貯蓄銀行グループと信用協同組合グループなどの非民間金融機関が現在も大きな役割を担っているという観点から、同国の銀行構造の特徴について分析を行うことを目的としている。以下、Ⅱ節では、ドイツの主要な銀行グループの特徴について考察する。Ⅲ節では、主要先進国の金融システムおよび銀行構造の特徴を比較検討することにより、ドイツを含む主要国に共通な傾向を明らかにする。Ⅳ節では、貯蓄銀行グループおよび信用協同組合グループがドイツ国内で果たしている役割に焦点を当てて、同国の銀行構造の特徴について再考察を行う。Ⅴ節では、今後の展望としてドイツの銀行構造に大きな変化をもたらす可能性のある潜在的要因について言及する。

## Ⅱ. 主要な銀行グループの特徴

### 1. 概観

ドイツの銀行は、ユニバーサルバンクと特定の業務を行う専門銀行（Spezialbanken）に大別される。2007年6月末現在で、金融機関数の97%、総資産ベースおよび貸付額ベースでも約75%をユニバーサルバンクが占めており、ドイツの金融制度の特徴の一つとなっている。このようにユニバーサルバンクが太宗を占めるドイツでは、銀行と証券会社など他の金融機関との区別が不必要なため、金融機関は通常「銀行（バンク，Bank）」と呼ばれている。また、ユニバーサルバンクには民間商業銀行グループ、貯蓄銀行グループ、信用協同組合グループの3つがあり、「三本柱」（Drei Säulen Modell）と呼ばれている。それぞれのグループの総資産に占める割合は、30%弱、35%強、15%弱、となっている。大手民間商業銀行である4大銀行は、資産ベースではそれほど重要な地位を占めていないが、企業金融などにおいて重要な役割を果たしている。また、各銀行

間の競争は、各銀行グループ間よりも各銀行グループ内においての方が激しい。

一方、専門銀行（Spezialbanken）は特定の業務分野に特化した銀行を意味する。ただし、これは組織根拠法による分類ではないため、専門銀行の中にも公法上の組織と私法上の組織が混在している点に注意が必要である。

以下、それぞれの銀行グループの特徴についてまとめることにする。

## 2. 民間商業銀行（Kreditbanken）グループ

### a. 大銀行（Großbanken）

ユニバーサルバンクとして活動している民間商業銀行のうち上位 4 行であるドイツ銀行、ヒポ・フェライン銀行（HVB）、ドレスナー銀行、コメルツ銀行は 4 大銀行と呼ばれる。ドイツ銀行（1870 年設立）、コメルツ銀行（1870 年設立）、ドレスナー銀行（1872 年設立）の 3 行は、1930 年代初頭の金融危機後に 3 大銀行として台頭し、第 2 次世界大戦後いったん解体されたものの 1957 年から 58 年の間に再結成され、ドイツの民間商業銀行グループの中心的存在として活動してきた。大銀行は世界的に業務展開をしており、なかでも大企業との結びつき、証券業務等の投資銀行業務、国際業務については、資産ベースでのシェア以上の存在感を示している。また、大銀行は傘下に抵当銀行、投資会社、割賦信用機関などを有し、強大な金融グループを形成している。なかでも最大手のドイツ銀行は、クロスボーダーの銀行業務を活発に行っている。保険業務戦略については各行で対応が分かれており、ドイツ銀行は子会社を売却し事実上撤退、ドレスナー銀行は保険最大手のアリアンツの傘下に入り<sup>2</sup>、コメルツ銀行とヒポ・フェライン銀行はそれぞれ別個の保険会社と提携している。

なお、1998 年に地方銀行であるバイエル・フェライン銀行とバイエル抵当割引銀行が合併して誕生したヒポ・フェライン銀行は、地場銀行としてリテール業務に重点を置いており、欧州でも最大級の広域地方銀行である。

また、郵便貯金の分割民営化によって 1995 年に誕生したドイツ・ポストバンクもこのグループに含まれる。ドイツでは 1989 年にドイツ連邦郵便が分割民営化され、その後 95 年に郵便事業を行うドイツ・ポスト（Deutsche Post AG）、郵便貯金事業を行うドイツ・ポストバンク（Deutsche Postbank AG）、電気通信事業を行うドイツ・テレコム（Deutsche Telecom AG）にそれぞれ株式会社化された。ドイツ・ポストバンクは、ユニバーサルバンクとして、従来の預金業務と送金・決済業務に加えて、運用面での証券投資の拡大や、賦払い貸付、カード発行ビジネス、ホームバンキング口座の開設などを開始し、また持ち株子会社を使った情報関連事業や不動産関連事業、投資信託事業、ユーロ市場での大口金融取引などに進出し、さらには保険会社との協定による貯蓄型生命保険証券や年金型保険証券の取り扱いも始めている。

#### b. 地方銀行 (Regionalbanken)

地方経済を基盤とする銀行で個人銀行もあわせて 156 行 (2007 年末) ある。なお、地方銀行の上位行については、営業地域が限定されている点を除くと業務の幅について大銀行と大きな差異はない。

#### c. 個人銀行 (Privatbanken)

ドイツで最も古いタイプの銀行であり、16 世紀に設立されて現在も営業を続けている個人銀行もある。個人銀行は、法人格を持たず一般には零細で、特定の顧客や業務に特化しているものが多い。ヘルシュタット銀行の倒産を契機とする 1976 年の「信用制度法 (以下、銀行法)」の改正によって、現在では個人銀行の新設が禁止されている。

#### d. 外国銀行支店

EU 地域内の 80 行、EU 地域外の 18 行 (いずれも 2007 年末) の外国銀行支店がドイツ国内で営業している。なお、外国銀行支店にも信用制度法 (銀行法) が適用され、中央銀行であるドイツ連邦銀行の監督下にある。

### 3. 貯蓄銀行 (Sparkassen) グループ

資産ベースで最大のシェアを持つグループで、公法上の組織形態をとる。したがって、地域住民の貯蓄意識と財産形成の奨励、低所得者層への金融サービスの提供、地方自治体の資金需要の充足を主たる任務としており、純然たる利益追求が主目的ではない。また、地域レベルの地方貯蓄銀行、州レベルの州立銀行、国レベルのデカバンクという三層のピラミッド構造になっている。

貯蓄銀行グループは傘下に、リース会社、住宅貯蓄金庫、ファクタリング会社、保険会社、ベンチャーキャピタル会社などを有し、幅広い業務展開を行っている。

#### a. 地方貯蓄銀行 (Sparkassen)

ナポレオン戦争で多くの民営貯蓄銀行が深刻な打撃を受けたため、1801 年に最初の公的貯蓄銀行がゲッティンゲンに設立された。貯蓄銀行は、庶民の貯蓄奨励を目的に誕生した組織で、そのほとんどは公法上の公的金融機関であり、地方自治体が保証人となっており、限定された行政区域内において営業可能な地域性の強いリテール業務・中小企業金融中心の銀行である。2007 年末現在、444 行の貯蓄銀行があり、うち 437 行が公的金融機関で、残り 7 行が自由貯蓄銀行 (Freie Sparkassen) と呼ばれる民営金融機関である。庶民の貯蓄性預金業務、証券販売、住宅貸付、地元企業への貸付、地方自治体向けの貸付など地域内でオールラウンドな業務を展開している。地方貯蓄銀行の内部留保率は民間商業銀行よりも高く<sup>3</sup>、一般的に健全な財務内容であると言われる。したがって、グループ内での貯蓄銀行同士の合併は、救済合併という意味合いが強い。

#### b. 州立銀行 (Landesbanken)

州立銀行は、地方貯蓄銀行協会や州政府、自治体を設立母体としているケースが多い。ドイツには16州あるのだが、2007年の11行から再編が進み現在はバーデン・ビュルテンベルグ州立銀行、バイエルン州立銀行、西ドイツ州立銀行、北ドイツ州立銀行、ハンブルク・シュレスビヒ・ホルスタイン州立銀行、ヘッセン・チューリンゲン州立銀行、ベルリン州立銀行の7行にまで減少している。州立銀行は、以前は振替銀行 (Girozentralen) と呼ばれていたことからわかるように、傘下の州内の地方貯蓄銀行間の資金決済業務を中心としていた。現在は、従来の決済業務や州政府のメインバンクとしての資産管理・運用、州プログラム融資などに加えて、金融機関からの定期預金の受け入れ、短期金融市場投資、国際業務などユニバーサルバンクとして幅広い業務を展開しており、業務内容や総資産規模を見ても上位行は大手商業銀行と遜色がない規模となっていて、ホールセール中心のユニバーサルバンクと言える。

#### c. デカバンク (DGZ-Dekabank, 正式名称は Dekabank Deutsche Girozentrale)

貯蓄銀行グループの最上位に位置するデカバンクは、本来の州立銀行間の資金決済業務、同グループへの貸付業務にとどまらず、一般企業や保険会社向け貸付、世界レベルの機関投資家としての不動産投資などユニバーサルバンクとして幅広く活動している。

### 4. 信用協同組合 (Kreditgenossenschaften) グループ

2007年末現在、1,234行と最大の金融機関数を有する金融機関グループである。最初の信用協同組合は職人や農民の資金需要に応える金融機関として1850年に設立され、自己扶助、自己責任、自主的業務というコンセプトの下、中小企業や農民などの組合員に対して、要求払い預金の受け入れや短期貸付などの短期金融業務を主として行ってきた。しかし、1974年の法改正によって組合員以外との取引が認められるようになり、大規模な信用協同組合では中長期の預金・貸付業務や証券業務、国際与信業務などを展開し、ユニバーサルバンク化している。同グループは、事実上信用協同組合とドイツ信用協同組合中央金庫の二層構造となっている。

信用協同組合グループも貯蓄銀行グループと同様、傘下に抵当銀行、リース会社、保険会社、投資会社、住宅貯蓄金庫などを有している。

#### a. 信用協同組合 (Kreditgenossenschaften)

2007年末現在、信用協同組合の金融機関数は1,218行で、ドイツの銀行グループ中最多であるが、その実態は小規模金融機関であり、厳しい経営環境を背景にかなりのスピードで統合が進んでいる。1998年から2006年の8年間で、協同信用組合の数は実に約44%も減少した。

1862年に設立された農業信用協同組合を起源とするライフアイゼン<sup>4</sup>・バンク (Raiffeisenbank) や、商工業信用協同組合を起源とするフォルクス・バンク (Volksbank) がある。

#### b. 信用協同組合中央銀行 (Genossenschaftliche Zentralbanken)

西ドイツ信用協同組合中央金庫 (WGZ-Bank, 正式名は Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank AG) とドイツ信用協同組合中央金庫 (DZ-Bank, 正式名は Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank AG) の 2 行が、信用協同組合の上部組織として、同グループの中央銀行としての役割を担っているほか、ユニバーサルバンクとしての業務も展開している。WGZ-Bank は、ドイツ西部のヴェストファーレンおよびラインラント地域における信用協同組合の上部組織である。また、DZ-Bank はそれ以外の地域の信用協同組合の上部組織であると同時に、WGZ-Bank の上部に位置し、信用協同組合グループの国レベルでの中央銀行として組織間決済、資金融通のほか、国際業務や金融債発行などの証券業務など幅広い業務を行っている。

### 5. 専門銀行 (Spezialbanken)

ユニバーサルバンク以外にも、いくつかの専門銀行がドイツにも存在している。ここでは、主要なものを挙げておく。

#### a. 不動産抵当銀行 (Realkreditinstitute)

不動産抵当銀行は、不動産を担保とした抵当貸付を専門に行う長期信用銀行であり、22 行 (2007 年末) ある。貸付先は多い順に、自治体向け貸付、商業用不動産建設向け貸付、住宅建設貸付の三分野となっている。そのほとんどが商業銀行によって所有されている民営銀行だが、一部には公営のものもある。同グループの資金調達には、ファンブリーフ債 (Pfandbriefe) と呼ばれる固定利付債の発行によるものが中心となっている。同債には、自治体向け貸付を担保資産とする公共ファンブリーフ債と、不動産を担保資産とする抵当ファンブリーフ債 (Hypothekenspfandbriefe) があるが、前者が大半を占めており、満期は 2~10 年のものが多い。発行者が債務不履行状態に陥っても担保資産は保護され、担保資産の一定割合を適格資産に投資する義務があることから、非常に安全性の高い債券として認識されている。ファンブリーフ債市場は欧州最大の債券市場であり、2007 年の発行残高は 2 兆ユーロで、そのうち 40% をドイツが占めている。

#### b. 住宅貯蓄金庫 (Bausparkassen)

住宅貯蓄金庫は民営が 15 行、公営が 10 行の計 25 行 (2007 年末) ある。同金庫は、住宅建設を予定している貯蓄者から預金を受け入れ、その資金を住宅建設を行う貯蓄者に貸し付ける業務を行っている。貯蓄者は、積立貯金である住宅貯蓄預金を少なくとも 18 ヶ月間行い、一定の積立額 (原則は貯蓄者が必要とする住宅資金の 40%) に達すると貯蓄者貸付を受ける権利を取得できる。

#### c. 特殊課題金融機関 (Banken mit Sonderaufgaben)

特殊課題金融機関は、おおむね第二次世界大戦後の経済復興、中小企業及び住宅対策などのた

めに設置された専門金融機関で、2007 年末現在 16 行あり、うち 10 行が公営で、残る 6 行が民営である。主なものには復興金融金庫 (KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau) やドイツ平衡銀行 (DtA: Deutsche Ausgleichsbank) などがある。

### III. 銀行構造の収斂

ドイツにおいても 1990 年代末から資本市場取引が拡大し、従来の銀行型 (bank-based) 金融システムから資本市場型 (capital market-based) 金融システムへ移行する動きがみられた。その後、この動きは 2000 年初めの IT バブルの崩壊によるドイツ経済の低迷と株価の下落により不透明化しているものの、銀行構造においても伝統的商業銀行業務が衰退し、代わって投資銀行業務が活発化するという変化が生じていると言われる。

本節では、主要先進国のイギリス、フランス、米国、日本の金融システムの特徴について整理した後、いくつかの指標を用いてドイツおよび欧米の銀行構造における変化を比較検討する<sup>5</sup>。

#### 1. 主要国の金融システムの特徴

##### a. イギリス

資本市場型金融システムであるイギリスの金融システムは、銀行型金融システムのドイツのそれとは対極にあると言われてきた。第 1 に、金融仲介機関および企業への長期資金の供給者としての銀行の役割は小さい。これは、家計の主要な貯蓄手段が銀行預金ではないこと、銀行による企業貸付は短期貸付が中心であること、銀行と企業などの顧客との関係がそれほど密接でないことによる。第 2 に、保険会社と年金基金の果たす役割が大きい。第 3 に、株式市場が制度的に成熟した市場として機能しており、その重要性は高い。つまり、金融機関は資産運用手段として株式市場への投資を活発に行っており、企業も資金調達や敵対的買収の場として株式市場を積極的に活用している。なお、企業は株主の利益である株主価値をできるだけ高めることを最優先している。第 4 に、イギリスの金融システムは、ドイツとは全く異なる形であるものの首尾一貫した整合的なシステムであり、非常に安定的に機能している。

##### b. フランス

フランスの金融システムは 1980 年代半ばまでは政府に対して極めて従属的であり、ドイツともイギリスとも異なる独自のものであった。つまり、中央政府の金融部門に対する影響力が大きく、金融部門では銀行が支配的な地位を占めており、企業統治システムは一種のインサイダーコントロールシステムであった。しかし、1980 年代後半以降、同国の金融システムは英米的な資本市場志向的 (capital market-oriented) な金融システムへと大きく変化した。第 1 に、資本市場の自由化が進展し、同市場での取引が拡大している。第 2 に、資本市場の整備に伴い、大企業を中心とす

る企業金融のあり方も大きく変化している。第3に、銀行の果たす金融仲介機関としての役割の重要性は大きく低下している。第4に、フランスの金融システムは、これら急激な変化を遂げた分野と、企業統治システムや老齢年金制度のように未だに1970年代の社会資本主義的な性格を維持している分野が混在しているため、首尾一貫性および整合性に欠け、不安定である。

### c. 米国

米国の金融システムは、イギリスとともにいわゆるアングロサクソン・モデルと言われる資本市場型（capital market-based）金融システムである。預金業務・貸付業務という伝統的な商業銀行業務の衰退傾向は明白だが、そのことによって銀行の果たす役割の重要性が低下したと単純に結論付けることの妥当性については議論が分かれている。

### d. 日本

従来、日本の金融システムはドイツ以上に銀行の果たす役割が大きく、言わば銀行支配型（bank-dominated）金融システムであった。そして、金融システム、企業統治システム、経済システム、社会システムが整合的に機能し、そのことが我が国の1980年代までの経済的成功をもたらしたと言われている。しかし、バブル経済崩壊後の1990年代に我が国の金融システムは深刻な危機に陥り、米国などからの圧力もあって日本版金融ビッグバンと呼ばれる全面的な金融規制の撤廃が実現した。このようにして、日本の金融システムは、制度上は資本市場型金融システムへと変化したものの、長期に及ぶ日本経済の低迷もあって魅力に乏しく、ダイナミズムも整合性も欠けたシステムとなっている。

## 2. 主要国の銀行構造変化に関する検証

上記のような主要国の金融システムの変化に伴い、銀行構造においても伝統的な商業銀行業務が衰退し、代わって投資銀行業務が活発化するという変化が生じていると言われる。ここでは銀行数および支店数、利ざや、手数料収入などの非金利所得という指標の推移をもとに、ドイツを含む主要先進国で銀行構造が収斂しているかどうかを検証する。

まず、銀行数についてみてみよう。ドイツの民間商業銀行、貯蓄銀行、信用協同組合の数は1970年代の約12,000行から2000年には約5,000行へと約60%も激減した<sup>6</sup>。これは、主として信用協同組合同士の合併による。これに対して支店数は、1990年の東西ドイツ統一の影響もあって1970年代から90年代初頭まで増加したが、その後は旧西ドイツ地域を中心に急速に減少している。EU各国および米国でも同様の傾向がみられ<sup>7</sup>、1985年から99年の間にフランスでは45%、イギリスでは25%、米国では40%も銀行数が減少した。その結果、各国での上位5行のシェアは1985年の53%から1999年の57%へ上昇しており、スウェーデンやオランダでは80%を超えている。



なお、欧州内では現在もドイツの銀行数が最も多く、約40%を占めている。また、人口1,000人当たりの支店密度は、1985年から99年にかけてドイツが0.61から0.54へ、欧州平均も0.49から0.45へと低下した<sup>8</sup>。なお米国の支店密度は0.27(1996年)<sup>9</sup>と低く、またリテール業務の損益分岐点となる支店密度は0.25とも言われていることから、ドイツではなお銀行数が多すぎると言えよう<sup>10</sup>。

次に利ざやについてであるが、1985年から99年にかけてドイツ、フランス、イギリス、米国のすべての国で低下した<sup>11</sup>。これは、銀行間や、銀行とその他の金融機関および資本市場間の競争が激化していることを反映している。

利ざやの低下に伴い、各国の銀行は預金業務及び貸付業務に代わる収入源を求めて、資産管理、証券の引き受け業務、助言業務、証券の売買取引などの手数料ビジネスを強化しており、手数料収入などの非金利所得が増加している<sup>12</sup>。

このような各国の動きは、国際的に伝統的な商業銀行業務中心から資本市場志向の投資銀行業務へのシフトという銀行構造の変化が生じている証拠であると考えられている。1990年代後半において英米の銀行がこのようなシフトにより高い株主資本収益率(ROE)を実現し、フランスの銀行も投資銀行業務へのシフトを急速に進めて収益を増加させたのに対し、ドイツの銀行の対応にはやや遅れがみられ、コストダウンが思うように進まず収益が減少した。また、このような銀行構造の変化を反映する形で、各国の金融部門の総資産に占める銀行資産の割合は、米国で1960年の60%から98年の30%へ半減し、ドイツとイギリスでは1980年代から90年代の間にそれぞれ80%から70%、65%から50%以下へ低下した<sup>13</sup>。

#### IV. ドイツの銀行構造の特徴についての再考

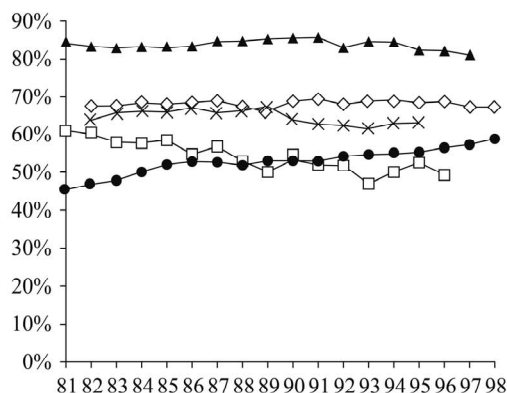
##### 1. マクロ経済における銀行部門の重要性

前節では銀行部門に関する数値のみを用いて銀行構造について分析を行った。しかし、一国の経済全体の中で、他の経済部門にとって銀行部門の伝統的な商業銀行業務の担い手としての重要性がどのように変化しているのかを正しく把握するためにはそれだけでは不十分であり、銀行部門と他の経済部門との間の資金の流れに注目する必要があると考える。そこで、本節では他の経済部門にとっての銀行部門の重要性を測るため、仲介率と証券化率という指標を用いて、ドイツの銀行構造について考察を試みる<sup>14</sup>。

まず、家計、企業、政府、海外など非金融部門全体が有する債権について金融仲介率と証券化率を見てみよう(図1)。金融仲介率は、金融部門(銀行を含む金融機関全体)に対する債権である金融資産の割合である資産金融仲介率、あるいは金融部門に対する負債の割合である負債金融仲介率のことである。また、証券化率は債権および負債総計のうち証券の占める割合を示す。図1(a)のグラフは、1981年から98年におけるドイツ(◇)、米国(●)、イギリス(×)、フラン

ス(□)、日本(▲)の非金融部門全体の総債権に占める金融部門に対する債権の割合である「総資産金融仲介率」の推移を示しており、フランス以外では安定的に推移している。また、図1(b)のグラフは、(a)と同じ時期における上記5カ国の非金融部門全体の総債権に占める証券の割合である「総資産証券化率」の推移を示しているが、1990年代にバブルが崩壊した日本を除いて各国とも上昇している。これらのことから、1980年代から90年代にかけて主要国では、保険会社、年金基金、投資ファンドといった非銀行金融機関(NBFI)の役割が相対的に大きくなっていること、日本を除いて株式市場が拡大傾向にあることが認められる。なお、市場型金融システムへの移行が進展しているといわれる米国の総資産金融仲介率が緩やかに上昇していることから考えても、情報技術革新、グローバリゼーション、規制緩和という要因によって金融部門全体のディスインターミディエーション(disintermediation)が世界的傾向になったとは必ずしも言えない。

(a) 総資産金融仲介率



(b) 総資産証券化率

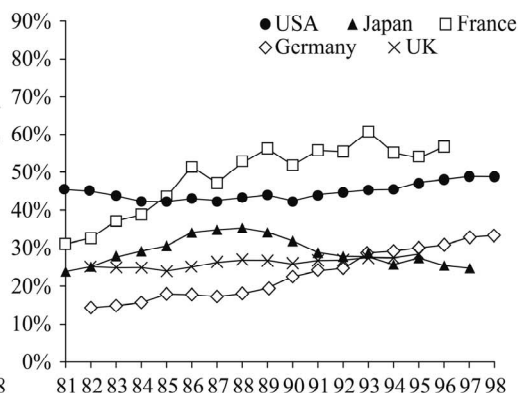


図1 総資産金融仲介率と証券化率

出典：National Account Statistics.

つぎに、経済部門の中から最大の資金余剰部門である家計部門、金融部門の中から銀行部門をピックアップして考えてみよう。図2は、図1と同じ5カ国の家計部門の総債権に占める銀行に対する債権の割合である「家計の資産銀行仲介率」の推移を示したグラフであり、1980年代から90年代にかけていずれの国においても低下傾向にあったことがわかる。家計部門が最大の資金余剰部門であること、他方、総資産金融仲介率は安定的に推移していること(図1(a))を考えると、銀行が非金融部門の余剰資金を集金する能力は低下していると言えよう。このように家計の資産運用に関する銀行のディスインターミディエーション傾向は明らかであるものの、家計の資産銀行仲介率の水準が各国間で異なっている点は注目すべきである。つまり、銀行型金融システムのドイツと日本は、資本市場型金融システムのイギリスや米国を大きく上回り、約2倍

の水準で推移しているのである。なお、フランスは前述した通り、金融システムが急激に資本市場志向型にシフトしたため、銀行仲介率が急低下している。

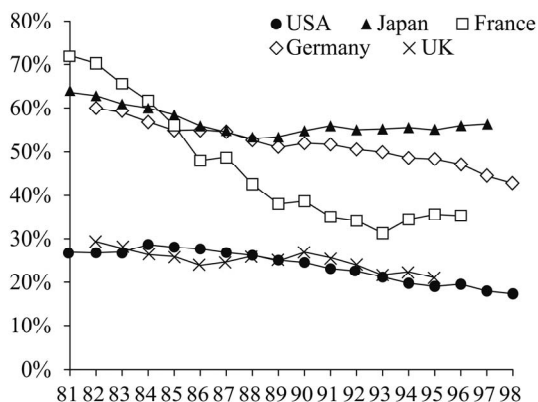


図2 家計の資産銀行仲介率

出典：National Account Statistics.

(a) 企業の負債銀行仲介率

(b) ドイツ企業の銀行借入れ／負債

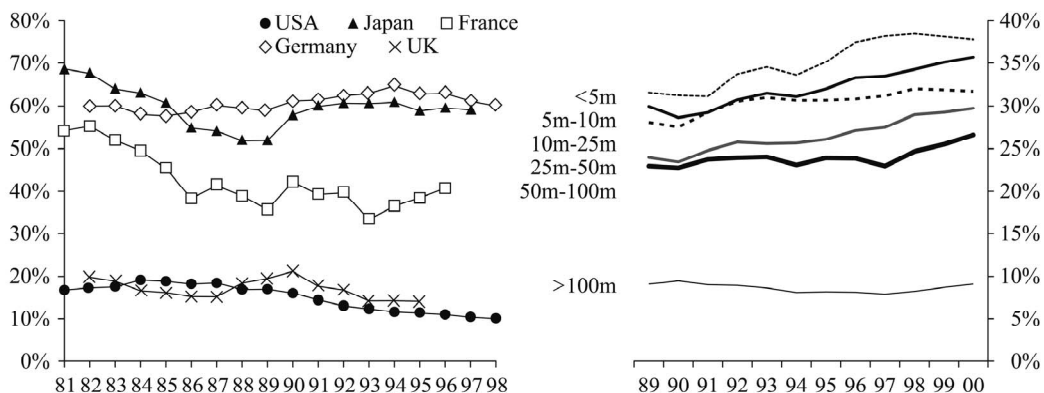


図3 企業部門に対する銀行貸付の役割

注：mは100万ドイツ・マルク

出典：National Accounts Statistics and Deutsche Bundesbank.

さらに、資金不足部門である企業部門と銀行部門との関係についてみてみよう。図3(a)は、上記5カ国における企業部門の総負債に占める対銀行負債の割合である「企業の負債銀行仲介率」の推移を示している。米国とイギリスの銀行仲介率は低水準で、しかも低下している。また、日本とフランスの銀行仲介率は、1980年代初頭は高水準だったものの、同じく低下傾向にある。対照的にドイツだけが一貫して約60%という高水準を維持しており、このことは1990年代におい

ても、ドイツの企業が資金調達において銀行への依存度が高かったことを示している。

図3(b)は、ドイツ企業約20,000社のバランスシート統計にもとづいて、企業規模別の総負債に占める銀行借入れの割合の推移を示したものである。年間売上高が1億マルクを超える大企業は銀行借入れに対する割合が低く、しかも低下傾向にあるのに対し、ドイツの企業の大部分を占める中小企業では銀行借入れへの依存度が高い上に上昇傾向にある。これは企業規模が小さくなるほど情報の非対称性の問題は深刻であり、中小企業の銀行のモニタリングや無担保貸付に対する需要が大きいためである。

このような中小企業や零細個人のハウスバンク（主要取引銀行）として、中小企業金融やリテール業務を中心に活動しているのが、貯蓄銀行や信用協同組合である。特に貯蓄銀行は、企業貸付市場でのシェアを1990年の30%から2001年の41%に拡大しており、2001年の貯蓄銀行による新規貸付のうち実に86%はドイツ企業および自営業向けであった<sup>15</sup>。貯蓄銀行や信用協同組合はグループ外の金融機関によるM&Aが禁止されているため、ドイツ国内の金融機関に関するM&Aの約90%はドイツの金融機関同士によるものであり、外国銀行のドイツ国内でのリテール金融業への参入は1990年代までほぼ皆無であった。これ以外にも、貯蓄銀行などの公的金融機関は次節で述べる公的保証など様々な優遇制度に守られる形で、リテール金融業務や中小企業金融に戦略的に集中することにより、競争力を高めることが可能であった。このようにして、ドイツの銀行部門が同国の金融システムにおける重要性を保持してきた点は、英米などの資本市場型金融システムと比較すると「非常に独特」であると言えよう。

なお、ドイツでも大企業や富裕層を主たる顧客としている民間商業銀行は、大銀行を中心に伝統的商業銀行業務から投資銀行業務へのシフトを積極的に進めており、資産管理、証券の引き受け業務、助言業務、証券の売買取引、保証金、子会社の投資会社によるミューチュアルファンド、さらにはオンライン口座など手数料ビジネスを強化している。その結果、ドイツの民間商業銀行は英米系などの外国銀行との直接的競争にさらされており、その主戦場となっている資本市場では国際基準への収斂が進展している。

一般に銀行構造について国際比較を行うときは、民間銀行部門のみが比較対象となることが多い。しかし、ドイツでは公的銀行部門である貯蓄銀行や信用協同組合が中心的な役割を果たしているため、国際比較をする際はこの点に留意する必要がある。そうでないと、ドイツの銀行構造の特徴について正しく理解することは困難であると思われる。

## 2. 銀行構造変化の潜在的要因

ドイツにおける貯蓄銀行グループや信用協同組合グループなど非民間金融機関の支配的な地位を脅かし、同国の銀行構造に今後大きな変化をもたらす可能性のある潜在的要因としては、前述した情報技術革新、通貨統合や金融統合といったグローバリゼーション、規制撤廃などの制度改

革以外にも、貯蓄銀行グループの公的保証の廃止、ディスインターミディエーションの進展、新たに導入された銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅡ）などが挙げられる。

a. 貯蓄銀行グループの公的保証の廃止

貯蓄銀行グループは州政府や自治体などの公的部門が所有者であることから、その組織の経営維持と全債権および債務に関して所有者による公的保証が付与されてきた。この「組織維持責任」（Anstaltslast）と「保証責任」（Gewährsträgerhaftung）という二つの公的保証に対して、2001年7月18日にEU委員会とドイツ政府は、広範な支店網と最大の融資残高シェアをもつ州立銀行・貯蓄銀行グループに対する「組織維持責任」と「保証責任」の段階的廃止について基本的合意に達した。その内容は、以下のとおりである。①2005年7月19日以降、「組織維持責任」については出資額に見合う有限責任という通常の出資関係に改正され、「保証責任」も段階的に廃止される。②既存債務については、償還まで現在の組織維持責任・保証責任制度が適用される。③2001年7月19日から2005年7月18日までは移行期間として、現状の組織維持責任・保証責任制度が維持される。④2001年7月19日以降に発生し、かつ上記移行期間の最終日に保有する債務については、償還期限が2005年12月31日を越えない条件で、組織維持責任・保証責任制度が適用される。

従来は、組織維持・保証義務という公的保証の存在によって州立銀行が発行する債券（公共ファンドブリーフ債（Öffentliche Pfandbriefe））は最高格付けのトリプルAを取得でき、州立銀行はその高い信用性を背景に低コストで資金調達することが可能であった。しかし、公的保証の廃止によって資金調達費用が上昇し、これまでのビジネスモデルの見直しを余儀なくされている。このような動きを受けて、州立銀行や貯蓄銀行では業務提携や経営統合、ユニバーサルバンク部門と公的支援部門の切り離しなどの動きが見られ、貯蓄銀行グループ内での再編が加速している。すでに州立銀行最大手の西ドイツ州立銀行は、本部のあるノルトライン・ヴェストファーレン州で新しい貯蓄銀行法が施行されたのに伴い、2002年8月に4行に分割された。その結果、公的業務はノルトライン・ヴェストファーレン州立銀行（NRW銀行<sup>16</sup>）が、商業銀行業務は西ドイツ州立銀行株式会社（WestLB AG）が引き継ぐことになり、ドイツ最大の公的住宅貯蓄金庫と有価証券サービス銀行（WPS）は西ドイツ州立銀行から切り離された。

なお、国際通貨基金（以下、IMF）は州立銀行の今後の選択肢として、同じ州内の地方貯蓄銀行との垂直統合を進める、他の州立銀行との水平統合を進める、所有構造を変更する、の3つを挙げている<sup>17</sup>。まず、垂直統合には、ホールセールとリテールを連携させることでリスクの管理や分散が容易になるという利点がある。ドイツ政府も州ごとの垂直統合を推進したい意向であるが、IMF<sup>18</sup>が主張するような各州レベルの垂直統合にとどまらない地域制限の撤廃については州政府の管轄であり、連邦政府が介入するには限界があるとして難色を示している。つぎに、州立銀行同士の水平統合には、ホールセールの業務規模が拡大するという利点があるものの、人員整理・業務再編などで費用を節約できるかどうか成否を決める。当初州ごとの法律で管理されて

いる州立銀行同士の再編は市場ベースでは困難であると言われたが、公的保証の廃止と世界的金融危機に伴い再編が進展している。例えば、バーデン・ビュルテンベルグ州立銀行が、2005年に隣接するランラント・プファルツ州立銀行を合併して100%子会社化し、さらに2007年には不良債権問題を抱えるザクセン州立銀行を救済合併した。また、所有構造の変更については、州立銀行を民間法のもとで株式会社に転換することが考えられる。すでに2002年には西ドイツ州立銀行が株式会社化していたが、公的保証の廃止後、ハンブルク・シュレスビヒ・ホルスタイン州立銀行、ザクセン州立銀行、ベルリン州立銀行が株式会社化された。ベルリン州立銀行については、2007年6月にベルリン州が保有株81%を公開入札によってドイツ貯蓄銀行協会に売却している。2009年7月に貸し渋りを抑えるため、州立銀行を含む金融機関の不良債権の受け皿機関を創設するという「金融市場安定化促進法」が成立し、欧州委員会によって承認され、各州政府も2010年末までに州立銀行の合理化を徹底すると公約したことにより、今後州立銀行再編の動きはさらに加速する可能性がある。州立銀行の民営化は、銀行グループを超えた銀行合併の可能性を開くものとして注目される。一方、地方貯蓄銀行については預金保険制度により保証されている預金による資金調達を中心であるため競争力も維持されており、公的保証の廃止による影響は相対的に小さいとされる。したがって、ドイツ政府も、州立銀行だけでなく地方貯蓄銀行にも民間資本を入れるべきだという考え方に対しては否定的な立場を取っている<sup>19</sup>。

#### b. ディスインターミディエーションの進展

銀行のバランスシートの負債側におけるディスインターミディエーションが進展すると銀行預金は減少し、このことは資金調達に占める預金の割合が高い貯蓄銀行などにとって資金調達コスト上昇を意味する。その結果、貯蓄銀行グループや信用協同組合が従来保持してきた中小企業に対する貸付業務における競争上の優位が失われる可能性がある。

#### c. 新たな銀行の自己資本比率規制（バーゼルII）の導入

2004年6月に国際決済銀行（BIS）が公表した新たな銀行の自己資本比率規制（以下、バーゼルII）が導入された。バーゼルIIの自己資本比率のリスクアセット計算式では、信用リスクと市場リスクに加えて新たにオペレーショナルリスクが追加されることとなり、銀行のリスクをより正確に反映するものになった。オペレーショナルリスクとは、事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクのことであり、各銀行は粗利益を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法（先進的計測手法）のいずれかを選択することができる。

信用リスク測定に関しては、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式である内部格付手法の導入を目指す動きがドイツでも活発化している<sup>20</sup>。しかしながら、内部格付手法の導入には統一的なシステムの中で多数の債権を格付けして分類する必要が

あり、このようなシステムを開発するには巨額の費用がかかる。そのため、地方貯蓄銀行や信用協同組合のような小規模な金融機関では対応できず、バーゼルⅡの導入はこれらの金融機関にとって競争上不利な状況をもたらすとの指摘がある。しかし、貯蓄銀行グループや信用協同組合グループでは、従来より預金保険制度を運営し、個別銀行の経常検査を担当している上部連合組織<sup>21</sup>が中心となって、統一的な格付け・リスク管理システムの開発が進められており、新たな自己資本比率規制の導入が、個別の貯蓄銀行や信用協同組合に今後どのような影響を与えるのかは現段階では明確でない。

## V. おわりに

いずれにせよ、国民の金利意識の高まり、金融機関間の競争の激化、利ざやの減少に伴うコストの上昇に対して、各行が対応を迫られていることは事実である。今後、事務処理を行う後方部門（back-office）機能の強化など業務の見直し、それぞれの顧客層のニーズにマッチした金融商品の取り扱いや金融業務への集中化による他行との差別化、さらには銀行間の合併などが進展していくと思われる。1990年代後半から2000年代初頭のパフォーマンスから考えると、地方貯蓄銀行および信用協同組合はリテールおよび中小企業向け金融業務中心、民間大銀行はホールセールおよび大企業・富裕層向け金融業務中心という構図に当面大きな変化は生じないものと思われる。

しかしながら、2000年代後半以降、2007年の米国サブプライムローンを発端とする2008年9月のリーマンショックによる世界的な金融危機、2010年にはギリシャの財政危機を発端とするEUの経済的混乱およびユーロ安が発生した。これらの事象は、個々の金融機関にとどまらずドイツの銀行構造や金融システムにも多大なる影響を与えるものと考えられる<sup>22</sup>。ドイツ国内で貯蓄銀行グループおよび信用協同組合グループのこれまで果たしてきた役割が、2000年代後半以降どのように変化しているのか、そして同国の銀行構造及び金融システムにどのような影響を及ぼすのかに関する分析は今後の課題としたい。

なお、本稿で使用されたバランスシート統計以外の純資金のフロー統計、粗資金のフロー統計なども使用可能であり、使用データの種類によって分析結果が異なる可能性がある<sup>23</sup>ため、さらに多角的な分析を行うことが望ましいと考える。

本研究は、科学研究費（課題番号：21530322）による助成による研究成果の一部である。

## 引用文献、注

- <sup>1</sup> Deutsche Bundesbank (2004) : “Overall financial flows in 2003”, *Monthly Report*, June および Deutsche Bundesbank (2006) , “Investment and financing in 2005,” *Monthly Report*, June を参照。
- <sup>2</sup> 2009年アリアンツは所有するドレスナー銀行株をコメルツ銀行に売却した際、コメルツ銀行は株式の購入資金を公的資金の注入によって賄ったため、政府が同行の大株主となった。
- <sup>3</sup> Sinn H.W. (1996) : “*Der Staat im Bankwesen—zur Rolle der Landesbanken in Deutschland*”, Munich.によると、1980年から94年における貯蓄銀行の内部留保／純所得は平均50%に達していた。
- <sup>4</sup> ライフアイゼンはその創業者の名前である。
- <sup>5</sup> Schmidt R.H. and Tyrell M. (2003) : “What Constitutes a Financial System in General and the German Financial System in Particular?”, in Krahen J.P. and Schmidt R.H. (ed.) , *The German Financial System*. Oxford: Oxford University Press, pp.19-67.および Hackethal A. (2003) : “German Banks and Banking Structure”, in Krahen J.P. and Schmidt R.H. (ed.) , *The German Financial System*. Oxford: Oxford University Press, pp.71-105.を参照。
- <sup>6</sup> その後、2007年末には約2,000行まで減少した。
- <sup>7</sup> European Central Bank (2000) : *Mergers and Acquisitions Involving the EU Banking Industry—Facts and Implications*, Frankfurt am Main.
- <sup>8</sup> 同上。
- <sup>9</sup> White W.R. (1998) : “The Coming Transformation of European Banking?”, *BIS Working Paper* No.54.
- <sup>10</sup> ドイツ銀行協会『銀行概観 (banking survey) 2002年』(pp.70) .
- <sup>11</sup> OECD (1994) : “*Bank Profitability 1982-1992*”, Paris, OECD (2000) : “*Bank Profitability 1990-1999*”, Paris.
- <sup>12</sup> 同上。
- <sup>13</sup> Allen F. and Santomero A.M (2001) : “What Do Financial Intermediaries Do?”, *Journal of Banking and Finance*, 25 (2) , pp.271-94, ドイツおよびイギリスの国民所得統計による。
- <sup>14</sup> Hackethal A. (2003) を参照。
- <sup>15</sup> ドイツ貯蓄銀行グループ新聞2002年3月15日付による。
- <sup>16</sup> 同行は、2004年より専門銀行に含まれる。
- <sup>17</sup> International Monetary Fund (2006) : “Germany: Selected Issues”, *Country Report* No.06/17, January.
- <sup>18</sup> International Monetary Fund (2008) : “Germany: Selected Issues”, *Country Report* No.08/81.
- <sup>19</sup> International Monetary Fund (2006) : “Germany: Selected Issues”, *Country Report* No.06/17, January.
- <sup>20</sup> 山村延郎, 三田村智 (2005) : 「ドイツ・リテール金融業務における自己資本比率規制とリレーションシップ・バンキングの意義」『FSAリサーチレビュー』金融庁, pp.29-58を参照。
- <sup>21</sup> 貯蓄銀行の場合はドイツ貯蓄銀行連合(DSGV)、信用協同組合の場合はドイツ国民銀行・ライフアイゼン銀行連合(BVR)のことである。
- <sup>22</sup> 羽森直子(2011) : 「ドイツの金融システムを構成しているものは何か?」『流通科学大学論集—経済・経営情報編』第19巻第2号, 流通科学大学学術研究会, pp.35-55を参照。
- <sup>23</sup> Mayer C. (1988) : “New Issues in Corporate Finance”, *European Economic Review* 32, pp1167-88. Hackethal A. and Schmidt R.H. (2002) : “Financing Patterns—Measurement Concepts and Empirical Results (revised version)”, *Working Paper Series: Finance & Accounting*, Goethe-University, Frankfurt am Main.等を参照。